

国立大学法人東京農工大学安全衛生管理規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学安全衛生管理規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>国立大学法人東京農工大学安全衛生管理規程</p> <p>平成16年4月7日 16 経教 規程第38号</p> <p>第1条～第3条 省略</p> <p>(事業場)</p> <p>第4条 事業場及び事業場内の組織及び施設は、別表第1のとおりとする。 (安全衛生管理責任者)</p> <p>第6条 安全衛生管理責任者は、別表第2に定める職にある者をもって充てる。 2 省略 (安全衛生管理者)</p> <p>第7条 前条第2項各号に定める業務の具体的事項を管理するため、安全衛生管理者を置く。 2 安全衛生管理者は、別表第2に定める職にある者をもって充てる。 3 省略 4 省略</p> <p>第8条 省略 (安全管理担当者及び衛生管理担当者)</p> <p>第9条 安全管理担当者及び衛生管理担当者は、別表第2に定める組織及び施設等における安全・衛生担当係長等をもって充てる。 2 省略</p> <p>第10条～第36条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	<p>第1条～第3条 省略(現行どおり)</p> <p>(事業場)</p> <p>第4条 事業場及び事業場内の組織及び施設は、別表第1のとおりとする。 (安全衛生管理責任者)</p> <p>第6条 安全衛生管理責任者は、別表第2に定める職にある者をもって充てる。 2 省略(現行どおり) (安全衛生管理者)</p> <p>第7条 前条第2項各号に定める業務の具体的事項を管理するため、安全衛生管理者を置く。 2 安全衛生管理者は、別表第2に定める職にある者をもって充てる。 3 省略(現行どおり) 4 省略(現行どおり)</p> <p>第8条 省略(現行どおり) (安全管理担当者及び衛生管理担当者)</p> <p>第9条 安全管理担当者及び衛生管理担当者は、別表第2に定める組織及び施設等における安全・衛生担当係長等をもって充てる。 2 省略(現行どおり)</p> <p>第10条～第36条 省略(現行どおり)</p> <p>附 則 省略(現行どおり)</p>	

別表第1（第4条関係）

事業場	組織及び施設
府中地区	本部（府中(千葉県館山市の施設を含む。)、共生科学技術研究院(府中)、農学府、連合農学研究科、農学部(東京都八王子市、神奈川県相模原市、埼玉県秩父市、群馬県みどり市及び栃木県佐野市の施設を含む。)、府中図書館、大学教育センター(府中)、国際センター(府中)、保健管理センター、総合情報メディアセンター(府中分室)、学術研究支援総合センター(遺伝子実験施設)、科学博物館(府中)、環境安全管理センター、放射線研究室(農学部事業所・遺伝子実験施設事業所)、女性未来育成機構(府中)、キャリアパス支援センター、学生活動支援センター(府中)及びアグロイノベーション高度人材養成センター
小金井地区	本部(小金井)、共生科学技術研究院(小金井)、工学府、生物システム応用科学府、技術経営研究科、工学部、小金井図書館、大学教育センター(小金井)、産官学連携・知的財産センター、国際センター(小金井)、保健管理センター(小金井分室)、総合情報メディアセンター、学術研究支援総合センター(機器分析施設)、科学博物館(小金井)、環境安全管理センター(環境管理施設)、放射線研究室(工学部事業所)、女性未来育成機構(小金井)及び学生活動支援センター(小金井)

別表第2（第6条、第7条、第9条関係）

組織及び施設等	安全衛生管理責任者	安全衛生管理者
(省略)	(省略)	(省略)
(新設)	(新設)	(新設)

別表第1（第4条関係）

事業場	組織及び施設
府中地区	本部（府中(千葉県館山市の施設を含む。)、共生科学技術研究院(府中)、農学府、連合農学研究科、農学部(東京都八王子市、神奈川県相模原市、埼玉県秩父市、群馬県みどり市及び栃木県佐野市の施設を含む。)、府中図書館、大学教育センター(府中)、国際センター(府中)、保健管理センター、総合情報メディアセンター(府中分室)、学術研究支援総合センター(遺伝子実験施設)、科学博物館(府中)、環境安全管理センター、放射線研究室(農学部事業所・遺伝子実験施設事業所)、女性未来育成機構(府中)、キャリアパス支援センター、学生活動支援センター(府中)、アグロイノベーション高度人材養成センター及び環境リーダー育成センター
小金井地区	本部(小金井)、共生科学技術研究院(小金井)、工学府、生物システム応用科学府、技術経営研究科、工学部、小金井図書館、大学教育センター(小金井)、産官学連携・知的財産センター、国際センター(小金井)、保健管理センター(小金井分室)、総合情報メディアセンター、学術研究支援総合センター(機器分析施設)、科学博物館(小金井)、環境安全管理センター(環境管理施設)、放射線研究室(工学部事業所)、女性未来育成機構(小金井)及び学生活動支援センター(小金井)

別表第2（第6条、第7条、第9条関係）

組織及び施設等	安全衛生管理責任者	安全衛生管理者
(省略)	(省略)	(省略)
環境リーダー育成センター	環境リーダー育成センター長	学務チームリーダー

附 則(21 教 規 程 第 2 4 号)

この規程は、平成21年7月6日から施行し、平成21年6月1日から適用する。